

社会福祉教育における科目「介護技術」の位置づけと授業目標 —社会福祉士養成を中心として—

The Position and Class Goals for the Subject "Basic Care Skills and Practices" in the Social Welfare Education

—With Focuses on the Certified Social Workers Training—

越 田 明 子*

Akiko Koshida

I. はじめに

近年、福祉や介護サービスが量的に拡大する一方で、人びとの生活課題が多様化、拡大化、複合化している。そして新たな介護や、相談援助を担う福祉専門職の人材育成は社会的にも要請されており(2008:1)²、2007(平成19)年には「社会福祉士及び介護福祉士法³」が改正され、各地の社会福祉士養成大学が教育改革に取り組んでいる。

とりわけ、『提言 近未来の社会福祉教育⁴のあり方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—(2008)』は、既成の国家資格社会福祉士養成を超えたソーシャルワーカー養成教育の基本的課題として、「求められている高度で広範囲の役割を遂行していくためには、社会福祉教育の体系を価値、支援技術、政策でもって位置づけ、教育方法およびその評価システムについて再検討することが必要」であると述べ、具体的には「実践現場との関連の強化」や、「より実践的な内容である演習と実習との連携」を図り、「講義・演習・実習を各場面で統合していく」ことを課題としている(2008:4)。また、福祉系大学の教育プログラムが社会福祉士国家試験科目に限定される養成教育に偏り固定化している傾向を指

摘し、「今日的な福祉問題への対応は、社会福祉関係者のみの実践では対応できにくくなっており、学際的研究に基づく他職種連携を必要としている。…つまり今日広く取り組まれている社会福祉士養成教育とあわせて、リベラル・アーツ(教養教育)としての基礎教育の見直しと、それらを社会福祉教育のなかに取り入れることの重要性を再認識すべきである」と社会福祉士の養成を超えた人材の育成の必要についてもふれている(2008:4-5)。

長野大学社会福祉学部社会福祉学科⁵(以下本学)も、社会福祉士を養成する福祉系大学の一つであり、2009(平成21)年度より、昨今の通知に基づくカリキュラム改正が行われた。一方、本学は介護福祉士養成大学ではないが、旧来から科目「介護技術¹」が設置されており、2006(平成18)年度より著者が科目を担当している。ここで、確認しておかなければならないことは、科目「介護技術」は、社会福祉士と同時期に誕生した介護専門職である介護福祉士が習得すべき「支援技術」として体系化されていることである。その教育には、「支援技術」のみでなく、社会福祉士養成と同じく介護福祉士養成に必要とされる「価値」や「政策」体系の理解、そして「講義・演習・実習」各場面を統合する教育が必要とされている。

*社会福祉学部准教授

表1 旧科目「介護概論」の授業目標（通知）

- | |
|--|
| ① 介護の役割と範囲を理解させるとともに、看護・医療及び家政との関係について理解させる。
② 具体的な介護の展開過程や介護の実際について演習形式等を活用し理解させる。
③ 身体的及び精神的な変化に対する観察能力を身につけ、それらの変化や速やかに正しく対応できる能力を養い、保健・医療機関、専門職との連携、協力及び必要に応じたその手助けをすることができるようにする。
④ 病気や遭遇しやすい事故についての知識をもち、それらの対応する予防措置を講ずることができるようにする。 |
|--|

社庶第26号（1988）より抜粋

したがって、社会福祉士養成教育における科目「介護技術」の位置づけが明確でないことから、「介護技術」教授においてその目標が周知されず、以下のことが危惧されてきた。例えば、食事や入浴、排泄といった狭義の意味での身体的な需要を満たすための「介護」は、理論的根拠がない実践においても一見福祉サービスを提供したかのようにもみえ、時には介護する側（受講生）の主観的満足にもつながる可能性があることや、「支援技術」そのものも含め、「価値」、「政策」の理解がない経験的実践にとどまる教育でよしとする意見の存在、そして実践した「介護」を評価するための知識の不足、社会福祉教育の「価値」や「支援技術」、「政策」との関連など、教授するには検討すべき課題がいくつかある。

したがって、先の提言「社会福祉教育における基本的課題」や制度改正をうけとめるならば、本学における科目「介護技術」の位置づけを明確する必要がある。方法として、まずは福祉士国家資格に関連する制度と養成教育にかかる通知から「介護技術」について概観し、第二に本学における科目設置背景とその位置づけ、そして第三に受講生の需要に関連した科目の位置づけから確認する。これらのことをふまえて、本学における科目「介護技術」の授業目標を明確にし、科目の位置づけを明らかにする。

Ⅱ. 社会福祉教育における科目「介護技術」

1. 科目「介護概論」と介護技術

1987（昭和62）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、専門職養成が開始された。1988（昭和63）年には、厚生省社会局長が各都道府県知事あてに、『社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設における授業科目の目標及び内容について

（社庶第26号）』を通知しており、「別表1 社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容」の指定科目「介護概論」の授業目標として表1の4点があげられてきた。

また、テキストとしてもちいられている福祉士養成講座編集委員会編『新版 社会福祉士養成講座 14介護概論第4版』（中央法規出版）を一例にあげて概観すると、第四章介護技術総論、第五章介護技術各論で具体的な「介護技術」についてふれている。その他の出版社⁶の「介護概論」テキストにおいても基本的な「介護技術」に関する説明は必ず含まれており、社会福祉士に必要なとされる知識として認識されているものと解釈できる。

しかし、人びとの生活問題が多様であるように、介護の需要状況も多様で、一度たりとも同じ展開はありえない。テキスト一冊を読み上げるのみで介護技術を「支援技術」の一つとして理解するには困難がある。通知「介護概論 授業目標」が明確に「介護する」ことについて述べているかどうかについては推測するしかない。しかし、表現から解釈するならば、目標を達成するには講義による理解と、「②具体的な介護の展開過程や介護の実際について演習形式等を活用し理解させる」、「③…対応できる能力…、その手助けをすることができるようにする」、「④…予防措置を講ずることができる」ような支援技術を習得するための演習・実習を時間内に取り入れる必要がある。仮に社会福祉士養成大学が、介護の展開過程や介護の実際について演習・実習を実施するならば、受講生の人数や教室（介護実習室）環境の整備等いくつかの課題をクリアする必要がある。しかし、養成規模の多様さからすべての養成校が取り組んでいるようには思われない。

一方、社会福祉士の専門技術「社会福祉援助技

表2 新科目「高齢者に対する支援と介護保険制度」のねらいと教育に含むべき事項

ねらい	教育に含むべき事項
① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。）について理解する。	① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。）
② 高齢者福祉制度の発展過程について理解する。	② 高齢者福祉制度の発展過程
③ 介護の概念や対象及びその理念等について理解する。	③ 介護の概念や対象
④ 介護過程における介護の技法や介護予防の基本的考え方について理解する。	④ 介護予防
⑤ 終末期ケアの在り方（人間観や倫理を含む。）について理解する。	⑤ 介護過程
⑥ 相談援助活動において必要となる介護保険制度や高齢者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。	⑥ 認知症ケア
	⑦ 終末期ケア
	⑧ 介護と住環境
	⑨ 介護保険法
	⑩ 介護報酬
	⑪ 介護保険法における組織及び団体の役割と実際
	⑫ 介護保険法における専門職の役割と実際
	⑬ 介護保険法におけるネットワーキングと実際
	⑭ 地域包括支援センターの役割と実際
	⑮ 老人福祉法
	⑯ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）
	⑰ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
	⑱ 高齢者の居住の安定確保に関する法律

19文科高第918号・厚生労働省社援発第0328002号（2008）別表1より抜粋

術」の授業目標や内容には具体的な「介護技術」は含まれていない。社会福祉士が「介護技術」を必要とする現況として推測できることは、地域や相談場面で出会うクライアントや家族が、過去、現在もしくは将来、要支援・要介護状態にあるときなどであろう。そのような場面で、社会福祉士がクライアントや家族に共感し、生活課題の推測やアセスメントができ、そのゆくえが予測でき、行動できることは誰もが望むことである。このことは、科目「介護技術」の効果として期待されていることとも推測できる。したがって、科目「介護概論」の授業目標がいう「介護の実際を理解し、できるようにする」（通知）の根拠は、未だ不明瞭である。

法改正にともない、2008（平成20）年の『社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について（19文科高第918号・厚生労働省社援発第0328002号）』『社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針』において、「介護概論」は旧科目となり、科目「老人福祉論」とあわせて、新科目「高齢者に対する支援と介護保険制度」となった。この科目の教育内容の「ねらい」と「教育に含むべき事項」は表2に示すとおりである。

そのねらいの中には、「介護の概念や対象及びその理念等について理解する」、「介護過程における介護の技法や介護予防の基本的考え方について理解する」と明記されているが、この改正で大幅に変更されたことは、「介護する」ことについて触れられなくなったことである。そして旧科目「介護概論」では、介護の対象や範疇を年齢に特化したものとは捉えられていなかったが、新科目においては「高齢者の支援」の一つとして介護の概念や予防や過程、ケアについて「理解する」ことをねらいとしている。言い換えてみると、社会福祉士養成にかかる新カリキュラムは、旧来のものと比較すると介護の対象と範疇を狭め、様々な年齢層や加齢以外の理由による要介護者に対する介護についての理解は、養成大学や科目担当者の裁量にゆだねられているといえるだろう。

2. 本学における位置づけの検討⁸

1) 社会福祉士国家試験受験資格取得要件としての科目「介護技術」

本学において、この「介護技術」科目は2001（平成12）年度から「介護技術Ⅰ（30時間）」および「介護技術Ⅱ（60時間）」科目が開講され、

専門教育科目「方法科目」に位置づけられてきた。また2009（平成21）年度以降は、カリキュラム改正によって専門教育科目「基礎科目」、「展開科目」となっている。

科目「介護技術Ⅰ（基礎科目）」は、社会福祉士資格取得にかかる積み上げ方式による学習過程、すなわち資格取得カリキュラムの一つとして位置づけられており、入学年次（1年もしくは編入年）に必修科目⁹として配当されている。単位取得がない場合は、2年次以降に開講される「社会福祉援助技術現場実習指導ⅠA・ⅠB」の履修はできず、夏季休業中に実施される5日程度もしくは宿泊を伴う場合は3日間程度の「現場体験学習」に参加できない。また、3年次「社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ」、「社会福祉援助技術現場実習」の履修には、前述の「社会福祉援助技術現場実習指導ⅠA・ⅠB」単位取得が必須である。したがって、科目「介護技術Ⅰ」の単位取得がない場合、社会福祉受験資格取得が不可能になるか、再履修により5年以上の学部学科在籍期間を経て受験資格取得となる¹⁰。一方、「介護技術Ⅱ（展開科目）」は、2年次からの選択科目として位置づけられており、「介護技術Ⅰ」よりも専門性が高く時間も2倍である。

本稿においては、科目「介護技術Ⅰ」を中心に検討している。

2) 先行報告による科目設置背景

現時点においては、全国の社会福祉士養成大学における「介護技術」の教授方法や教授実態について具体的な情報は入手できていない。介護福祉士養成教育の歴史も浅く、さらに社会福祉士養成課程における「介護技術」の教授方法やその評価測定について先行事例や研究は非常に少ない。したがって、本稿は本学における科目「介護技術」に特化した検討を行うことを目的としているので、まずは次の報告を確認したい。前任担当者である横山ら（2006）による「学生の意識調査からみた介護技術教育の重要性についての考察」¹¹から、科目「介護技術」設置¹²の背景および指針として以下4点が報告されているので概要を示す。

① 農村地域の高齢化と介護保険制度施行によって福祉教育に必要とされた。

…2000（平成12）年度の学部カリキュラム編成

において、日本の特に農村地域の高齢化の急速な進展状況と、介護保険制度施行に伴う福祉現場の業務内容を鑑み、福祉教育の中に介護技術の実技演習を含めた「介護技術Ⅰ・Ⅱ」の授業が導入された（2006：75）。

② 疾病障害をもつ高齢者の増加にともない医療・保健の考え方をふまえた教育の必要となった。

…そして、今や老人も障害者も病気を持った高齢者が増えており、介護というより看護や医療・保健の考え方をふまえた、現場で実践力を高める教員の要請ということで、看護職が採用された（2006：75）。

③ 社会福祉士の相談業務場面における他者理解のために最低限の介護技術習得が必要である。

…2年次以降の現場実習で遭遇することの多い、コミュニケーション技術やグループワーク、ベッドから車椅子への移乗や移動、食事、入浴、排泄の介助、記録と報告などを重点に、社会福祉士の相談業務においても、相手の実情が受け止められ、悩みの度合いが理解できる力をつけさせるための、最低限の技術習得に努める（2006：75）。

④ 福祉現場が介護技術を身につけた専門職養成は福祉系大学の教育責任である。

2005（平成17）年度前期に開講されていた4クラスの1年生を対象とした意見交換アンケートの結果から、「社会が求める総合的ケアマネジメント能力のある人材育成」として、「社会福祉士の実務とされる相談援助は、多様化した相談内容の受容と、利用者の心身の理解やその対応、家族への技術的アドバイスなどであり、また介護事故の防止や危機管理責任や、介護職員の労務管理を任される場合も多い。したがって、日本の高齢虚弱者の増加と相まって、これからの福祉現場では、介護技術を身につけた指導性のある専門職を、より多く求めている」とし、「最近の3年次の現場実習の評価のなかには、目の前の利用者にも手もだせず、声かけも出来ないため、実習課題をこなすどころではない状況の学生がかなり見受けられる。…現場実習では、まず全員が特養などの老人施設で実習し、…人間理解として高齢者にかかわらせていただき、対人援助としての体験をさ

せたい。…見学のような実習をしては、自己覚知も出来ず、対人援助の実習にはならない」と介護技術の教授は福祉系大学の専門職養成にかかる教育責任¹³であると言及している（2006：79－84）。

3) 先行報告科目設置背景への疑問と専門職養成

社会福祉士は、1987（昭和62）年5月の第108回国会において制定された「社会福祉士および介護福祉士法」で位置づけられた社会福祉業務に携わる人の国家資格である。この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第47条において「福祉サービス関係者等」という）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第7条及び第47条の2において「相談援助」という）を業とする者をいう（定義・第2条1）。

一方、「介護福祉士」は、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう（定義・第2条2）。この定義にある「心身の状況に応じた介護」は、改正前には「入浴・排泄・食事その他の介護」と表記されていた。

「相談や助言、指導、連携、調整、その他の援助」と「心身の状況に応じた介護」は異なるが、どちらの資格も名称独占であり業務独占ではない。ゆえに、介護福祉士の業務を資格取得していないものが実施することに関して否定されることはない。先述した、旧科目「介護概論」の授業目標（通知）を加味しても、最低限の介護技術を経験的に学ぶ機会をつくることには、制度上の問題は発生しない。

『提言 近未来の社会福祉教育のあり方について（2008）』では、専門職資格の再編成に向けて

「社会福祉に関連する資格間の関連性」として以下のように整理している。名称独占をとまなう専門職として、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士の4資格をあげ、「…それぞれの担う職務内容は相互に重なり合い、連続する部分が存在する。…しかし、4つの資格がそれぞれ独立した資格として設定された背景には、それぞれの専門職ごとに、その職務内容を規定する固有の視点、行動原理とそこに形成される一定の知識ならびに技術の体系が存在しており、同時にその体系を発展させることが期待されているからである。その意味において、それぞれの専門職資格に関わる養成課程は、個別の資格を超えて社会福祉に関わる専門職として養成される基盤にあたる部分と、それぞれに固有の内容をもつ部分との統合されたものとして構成される。また、4資格の職務内容の側面から、社会福祉士と精神保健福祉士をソーシャルワーク、介護福祉士と保育士をケアワークの概念を導入して一つの範疇として扱うことが可能であるとし、それぞれの資格が前提にしている領域は相互に連続しており、資格間で相互互換の方向性が必要であるという（2008：9）。

しかし、専門職固有の支援技術である、社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）と介護技術（ケアワーク）は、「社会福祉士及び介護福祉士法」をみても福祉領域、かつ隣接領域のものとして解釈できるが同一のものではない。専門職養成が周知されている昨今、アプローチの方法と教育内容は異なるものである。さらに、社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方検討会（厚生労働省2008）の報告においても、「社会福祉士・介護福祉士国家試験は、基本的に①社会福祉士にあつては『相談援助』を実践する専門職として、②介護福祉士にあつては『介護』を実践する専門職として、それぞれ必要とされる基本的な知識及び技術が網羅的に備わっていることを確認・評価するものとして位置づけられる（2008：3）」と述べられている。

したがって、領域として相互に連続しており、制度としては介護福祉士固有の支援技術である「介護技術」を社会福祉士が学ぶことには問題はないが、専門職資格の再編成にむけては両者の職

務内容の側面は分類され、基盤にあたる部分と固有の内容をもつ部分を丁寧に整理しながら教育方法について検討していかなければならない。このことは、職務内容を規定する固有の視点、行動原理とそこに形成される一定の知識ならびに技術体系の存在を認めることにもつながる。

ここで注意すべき点は、固有の内容をもつ部分における教育上の責任である。本学先行報告の科目「介護技術」が①農村地域の高齢化と介護保険制度施行によって福祉教育に必要とされた、②疾病障害をもつ高齢者の増加にともない医療・保健の考え方をふまえた教育が必要となった、という二点については、今日の介護需要拡大および福祉専門職育成への期待の背景ともいえるが、③社会福祉士の相談業務場面における最低限の介護技術習得の必要や、④福祉現場が介護技術を身につけた専門職を求めており福祉系大学の教育責任である、についてはその根拠が不明瞭な点である。根拠が明確でないということは、科目「介護技術」としての教授目標のゆらぎにつながりその範疇も提示できない。制度上の定義に頼ってみるならば、横山らの先行報告(2006)は社会福祉士の「専門的知識及び技術」に位置づけているとも解釈できるが、介護の「専門的知識及び技術」については、やはり国家資格として確立している介護福祉士の習得すべき支援技術であろう。

社会福祉士の職務に位置づけるとすれば、「身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談」の背景や根拠について理解を深めることや「助言、指導」、「サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助」のために必要とされることとして位置づけ、養成においては福祉専門職の「基盤にあたる部分」と解釈することが妥当である。

4) 科目開講形態と教授方法

ここで、本学における2008(平成20)年度の「介護技術Ⅰ」の開講形態と方法について説明する。初回はガイダンスを含め合同授業としたが、その後は受講生を6クラスにわけ1クラス20数名の演習・実習クラスを編成し、月曜日、水曜日、金曜日の4・5時限目の2コマ連続180分授業を隔週で7回受講する形態をとった。例えば月曜日

の第一週4・5時限目をaクラス、次週の4・5時限目はbクラスと交互に開講し、6クラス共通のプログラムを展開した。また、9割以上の学生が初年次に受講することから、大学生活に慣れた後期開講科目とした。

おおよその授業運営は次の通りである。学内演習・実習(以下演習)時間を確保するために、4時限目に講義と事例(場面)の考察をふまえて演習方法について説明し、5時限目は演習を行うことを厳守した。授業プログラムの作成と教材開発、消耗品、備品管理は、著者が責任者として担当している¹⁴。他非常勤講師2名が、それぞれ2クラスを担当し6クラスを運営した。

プログラムの考え方として、食事や排泄といったいくつかの断片的な介護技術をならべるオムニバス形式の演習とするか、基本となることを毎回くりかえしながら応用できる基礎技術を習得する演習とするか、大きく二通りの方法をあげることができる。本科目においては、後者を選択し、限られた時間の中で「応用できる基礎的介護技術を習得する」ために積み上げ方式の教授内容を吟味した。したがって、積み上げ方式のプログラムは、2年次以降の現場実習の心構えを教授することにもつながる利点もあるが、欠点として、欠席が続くと演習・実習についていけない可能性もあること、そして4時限目の講義に参加しない場合は、必要な知識や説明を受講していないため、5時限目の演習にのぞむことは難しいということがあげられ、このことについては、初回に説明している。

5) 卒業生業種別就職状況¹⁵と需要¹⁶

繰り返しになるが、本学は社会福祉士養成大学である。しかし、大学設置地域の特徴からも卒業生は、福祉分野¹⁷とりわけ「介護職員」としての就職する割合が高い(表3、4、5)。このことと科目「介護技術」の関連を検討する場合、「就職状況において大学で養成している職種と異なる職に就く学生が多いので就業時に必要とされる技術を教授すべき」という見解を出すには若干の矛盾が生じる。「介護職員」として就労するにあたり必要とされていることは介護の「専門的知識と技術」であろう。そのためには、支援技術としての「介護技術」に特化するのではなく、その職務

表3 社会福祉学部 卒業生業種別就職状況

	福祉・医療 (%)	企業就職 (%)	公務教育 (%)
平成17年度卒業生	139名 (70.2)	48名 (24.2)	11名 (5.6)
平成18年度卒業生	148名 (67.6)	56名 (25.6)	15名 (6.8)
平成19年度卒業生	111名 (45.5)	88名 (39.3)	25名 (11.2)

本学キャリアサポートセンター資料より

表4 社会福祉学部福祉関係就職者の職種別就職状況 (人数)

	老人	身障	知的	児童	復帰	社協	医療	総合	その他
平成17年度卒業生	57	6	27	6	5	2	34	2	0
平成18年度卒業生	72	10	17	6	3	7	29	4	0
平成19年度卒業生	40	1	18	6	0	6	36	7	2

本学キャリアサポートセンター資料より

表5 長野大学 福祉関係就業者の職種別就職状況 (%)

	介護	支援員 指導員 相談員	MSW	PSW	寮父	社協 専門員	事務	その他
平成17年度卒業生	51.7	29.1	7.1	5.8	0.7	—	4.3	1.4
平成18年度卒業生	57.7	24.9	4.0	3.3	0	2.0	4.7	3.4
平成19年度卒業生	44.0	22.0	12.5	4.0	0	—	11.9	5.6

本学キャリアサポートセンター資料より

内容を規定する固有の視点、行動原理とそこに形成される一定の知識ならびに技術体系が確認できるカリキュラムが必要となる。したがって、学生の需要、すなわち卒業生の就職状況において最も多い「介護職員」として責任ある仕事を遂行することを福祉系大学が支援するとするならば、社会福祉士養成と同じくより質の高い介護福祉士養成に取り組むほうが教育機関の責任として理解しやすいあり方である。

また、「介護技術」の教授時間について介護福祉士養成における通知をみると、旧カリキュラムでは、「介護技術」150時間、「形態別介護技術」150時間の計300時間であり、新カリキュラムでは、「生活支援技術」300時間、「介護過程」150時間、「介護総合演習」120時間、他実習などを除外しても最低570時間が教育内容「支援技術」に必要とされている。介護福祉士の固有の支援技術と

しての「介護」は「生活支援技術」として名称をあらため、その対象は高齢者のみでなく、障害児者等も含まれ、施設、地域（在宅）、介護予防、リハビリテーション、見取り、そして家政学として教授されていた衣食住にかかる間接的な生活支援も含まれる広範囲に及ぶものである。

したがって本学「介護技術Ⅰ（30時間）」は、介護福祉士養成の授業時間と比較すると非常に少ないことも留意しておく必要がある。わずか30時間の学びで、常時介護を必要とする人への実践を目的とする場合と「教育上の責任」をどのように果たしていくべきか本稿では言及できない。できれば、要介護状態にある人への実践は第一目的ではなく、先述の社会福祉士が会う人びとの生活理解のための「基盤にあたる知識」としてとどめておくほうがよいだろう。

Ⅲ. 科目「介護技術」位置づけと授業目標

1. 科目「介護技術」の位置づけ—結論—

社会福祉教育における科目「介護技術」の位置づけについて、『提言 近未来の社会福祉教育のあり方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて— (2008)』「社会福祉教育における基本的課題」を視野に入れ、第一に福祉士国家資格に関連する制度と養成教育にかかる通知の検討、第二に本学における科目設置の背景と位置づけ、第三に受講学生の需要として本学卒業生の業種別就職状況から検討してきた。その結果、以下のことがいえるだろう。

- ① 本学における科目「介護技術」は、社会福祉教育すなわち社会福祉士養成教育において、個別の資格を超えた社会福祉に関わる専門職の基盤にあたる部分を学習するための科目として位置づけられる。仮に介護福祉士養成課程における科目であるならば、それは固有の内容をもつ部分にあたる。したがって、科目「介護技術」は、介護実践を主とするのではなく介護を必要とする人の立場で思考し、推測し、予測し、行動するための基礎的知識と技術を習得することを目的とし、社会福祉士教育体系における価値や支援技術、政策理解に貢献するものである。
- ② 本学で教授する科目「介護技術」は、教授時間が少ないことから、教育上の責任として、対象とする要介護状態は一定の範囲を超えないものとする。すなわち常時介護を要する人の「心身の状況に応じた介護」は範囲外であり「ちょっとした手助け」の範囲が妥当である。隣人として必要とされる支援技術としての基礎的介護技術である。しかし実践がともなうことから、介護の原則と介護実践のプロセス（介護過程の展開）については共通理解とし、教授内容も実践の自己評価ができる範囲にとどまる。

2. 科目「介護技術」の授業目標

以上のことをふまえ、先行報告(2006)にみる本学における科目「介護技術Ⅰ」開講目的を大幅に変更し、授業目標を提示するならば下記とな

る¹⁸。

授業目標

- (1) 介護を必要とする人の立場にたって考察できる。
- (2) 介護の原則をふまえた介護過程の展開について考察できる。
- (3) 生活支援に必要とされる基礎的な介護実践ができる。
- (4) 専門的な介護実践が必要とされるときには、適切な他者へ助言を求めることができる。

観点別目標

〔関心・意欲・態度の観点〕

- (1) 介護を必要とする人の心身と環境について気にかけることができる。
- (2) 自立と安全に配慮した介護技術を学ぶ意欲と姿勢をもつ。

〔知識・理解の観点〕

- (1) 日常生活を維持するための介護の原則について理解する。
- (2) 基礎的介護技術の留意点について理解する。

〔思考・判断の観点〕

- (1) 介護場面に応じた個別の介護について考察できる。

〔技能・表現の観点〕

- (1) 介護を必要とする人の立場にたち介助に対する意見を述べることができる。
- (2) 他者と役割を交代しながら基礎的介護技術を習得できる。
- (3) テーマにそって他者と意見交換し学びを共有することができる。

Ⅳ. おわりに

本稿では、2007(平成19)年度に、「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正にともない、社会福祉教育の体系を価値、支援技術、政策もって位置づけ、教育方およびその評価システムについて再検討することが必要であるという提言(2008)を受け、他職種固有の支援技術に特化した科目「介護技術」の本学における位置づけを明確にすることを試みた。

結果として、本学における科目「介護技術」

は、①社会福祉教育において基盤にあたる部分として位置づけられ、介護の基礎的知識と技術を習得することを目的とすること、②教授時間が少ないことから、教育上の責任として対象とする人の要介護状態は一定の範囲を超えないものとし、「ちょっとした手助け」の範囲が妥当であるが、実践がともなうことから介護の原則と介護実践のプロセス（介護過程の展開）については共通理解とし、教授内容は実践の自己評価ができる範囲である、ということを示すことができた。そして科目「介護技術」の位置づけをもって、最後に「介護技術Ⅰ」授業目標を提示するに至った。しかし、この試みは第一段階にすぎず目標を達成するための授業プログラムを展開させ、評価し再検討する作業が必要である。社会福祉士が社会的要請に応えるために必要とされる教育について検討し続けなければならない。隣接領域の固有の支援技術を、専門職の「基盤にあたる部分」として定着できるように工夫が期待されるだろう。また、『提言（2008）』にもあるように、社会福祉士の養成を超えた人材の育成、学際研究に基づく他職種連携ができるよう、社会福祉士養成教育とあわせて、リベラル・アーツ（教養教育）としての基礎教育との関連についての検討課題が残る。

注・文献

- 法改正によって、介護福祉士養成にかかる科目としての「介護技術」は、広範囲・広領域にわたる「生活支援技術」に含まれるようになった。「生活支援技術」には旧来の家政学をも含む。本学のカリキュラム改正でも「生活支援技術」に名称を変更された。本学における変更について著者は関わっていない。
- 日本学術会議社会学委員会社会福祉分科会（2008）『提言 近未来の社会福祉教育のあり方についてーソーシャルワーク専門職資格の再編成についてー』
- 昭和63年に法が施行されてから約20年が経過したが、福祉・介護サービスが飛躍的に増大する中で、社会福祉士と介護福祉士はサービスの担い手の中心となっている。一方、介護保険制度や障害者自立支援法等の創設により、認知症高齢者に対する介護などの従来の身体介護にとどまらない新たな介護への対応が必要になっているほか、サービスの利用支
- 援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務も拡大してきている。こうした多様化・高度化する国民の福祉・介護ニーズに的確に対応できる質の高い人材を育成していくために、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律が平成19年11月に国会で成立した。厚生労働省 社会・援護局（2000）「社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」より
- 本稿においては、提言にもとづき、「社会福祉教育」はソーシャルワーカー養成教育、大学においては社会福祉士養成教育のことをいう。
- 1974（昭和49）年産業社会学部社会福祉学科発足後、福祉実習科目を昭和52年度に開講、昭和62年法制定に伴い、昭和63年4月より社会福祉士の資格コースが発足し、以後福祉教育における演習・実習の位置づけが明確になった。長野大学30年誌編纂委員会編（1997）『長野大学30年誌』学校法人長野学園、177-186。
- 社会福祉学習双書編集委員会（2009）『社会福祉学習双書介護概論』全国社会福祉協議会、福祉臨床シリーズ編集委員会・建部久美子編著（2007）『臨床に必要な介護概論』弘文堂、澤田信子他編著（2007）『新・社会福祉士養成テキストブック12・介護概論』ミネルヴァ書房、小池妙子他編著（2006）『社会福祉選書介護概論（改訂）』建帛社、一番ヶ瀬康子他編（2007）『新・セミナー介護福祉介護概論（三訂版）』ミネルヴァ書房他。ただし、テキスト採用については担当者の裁量によるので社会福祉士養成を目的として使用しているかについては言及できない。
- 法改正にともない、「社会福祉援助技術…」は「相談援助…」となった（「社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」平成20年3月28日19文科高第918号、厚生労働省社援発第0329002号、別表1より）。本稿は、執筆時に在学している学生を対象として開講されている科目をとりあげている。社団法人日本社会福祉士養成協会（2008）『社会福祉士養成にかかる社会福祉援助技術関連科目の教育内容及び教員研修プログラムの構築に関する事業 事業報告書（2007年度）』もあわせて参考にした。
- 本稿執筆時の情報であり、平成21年度から変更される。
- 介護福祉士国家資格取得済みの編入生は履修の必要はない。
- 『社会福祉援助技術現場実習指導ⅠA・ⅠBの手引き2008年度版』長野大学社会福祉学部社会福祉学科社会福祉演習実習室参照。2009（平成21）年度入学

- 生から変更予定。
- 11 横山孝子・高遠三和・中山和子『長野大学紀要第27巻第4号(通巻105号)』(2006) 75-85
 - 12 2001年度より設置。
 - 13 本文においては、「福祉系大学としての専門職の教育責任」と記述されているが、記述の内容から著者が解釈して表記しなおした。
 - 14 本学は、介護福祉士養成校でないため、福祉用具を常時保管し利用できる介護実習室は確保されておらず学内での備品管理や運営協力は無い。したがって6クラスの授業毎に、教室の隅に収納しているベッドやポータブルトイレ、福祉用具、消耗品を出し入れする必要があるため多大な時間とエネルギーを要する。この件については担当当初から要望書を提出しているが、回答が得られない状況下で本科目が展開されてきた。本学が科目「介護技術」設置を位置づけるのであれば、授業運営にかかる課題として検討していかなければ運営に支障が生じてくるだろう。
 - 15 長野大学キャリアサポートセンター公開資料を参考にした。数値は資料作成時のデータであるので若干の変動はある。
 - 16 本稿においては、卒業生の就業別職種をもとに検討することとした。在学中の社会福祉援助技術現場(相談援助)実習における需要も議論すべきという意見もあるだろうが、日本学術会議社会学委員会社会福祉分科会の『提言(2008)』が、社会福祉教育の方法およびその評価システムの再検討として、「講義・演習・実習を各場面で統合していく」ことを課題としていることから、他職種固有の支援技術を実習で駆使することよりも、社会福祉固有の支援技術について習得できる実習内容を検討する方が建設的である。したがって、本稿においては実習時の需要について議論しない。
 - 17 民間の福祉サービス事業者や福祉用具関連企業への就職は企業就職としてカウントされている。
 - 18 受講生が理解しやすい表現とした。受講生が主語となる。平成21年度シラバスに学内公開している。